

「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項

ガイドラインの別添に示す区分1及び区分2の公務員の特定接種の対象となり得る職務及び職種ごとにおける「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項は、以下の表のとおりとする。

公務員の所属機関等は、以下の表の「入力の基準」及び「入力の留意事項」に基づき、同表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する公務員（公務員同様事務を行う事業者の登録対象者を含む。）の人数を「登録対象業務の従業者数」として登録申請書に入力し、厚生労働省に報告等を行うこととする。

この場合において、報告等を行う者が同表の他の「特定接種の対象となり得る職務」及び「職種」に該当する者を有する場合には、該当者が重複しないように入力することとする。該当者が重複する場合の例及び入力方法を同表の「入力の留意事項」に示す。

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
政府対策本部の 意思決定、総合 調整等に関する 事務	政府対策本部員	第8回新型インフルエンザ等対策有識者 会議（平成25年4月16日開催）資料「公 務員の特定接種対象者について」（対象者 数の算定根拠を含む。以下「有識者会議 資料」という。）に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府対策本部の 事務	政府対策本部事務 局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府が行う意思 決定・重要政策 の企画立案にか かわる業務、閣 議関係事務	内閣官房職員（官 邸・閣議関係職員）	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する官邸職員及び内閣総 務官室職員の人数を入力する。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府対策本部の 意思決定に必要 な専門的知見の 提供	基本的対処方針等 諮問委員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
各府省庁の意思 決定・総合調整 に関する事務 （秘書業務を含 む。）	各府省庁政務 三役（大臣・副 大臣・大臣政務 官） 秘書官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する政務三役及び秘書官 （事務取扱）の人数を入力する。	各府省庁において報告等を行う。	各府省庁
各府省庁の新型 インフルエンザ 等対策の中核を 担う本部事務	各府省庁対策本部 構成員 各府省庁対策幹事 会構成員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	各府省庁において報告等を行う。 海上保安庁及び防衛省について は、それぞれ「海上保安官」又は 「防衛省職員」に含まれるため、 本職種においては入力しない。	各府省庁

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力基準	入力の留意事項	担当府省庁
※具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部事務局担当者		「各府省庁政務三役」と重複する場合は、同職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時において、接種対象者を発生国及び近隣国の在外公館職員に限ることとする。	外務省において報告等を行う。	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	厚生労働省において報告等を行う。	厚生労働省
	動物検疫所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	農林水産省において報告等を行う。	農林水産省
	入国管理局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
	税関職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	財務省において報告等を行う。	財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	厚生労働省において報告等を行う。	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政）	内閣法制局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	内閣法制局において報告等を行う。	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	法、条例、都道府県行動計画等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必	都道府県において報告等を行う。「地方衛生研究所職員」又は「保健所職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を	内閣官房

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力基準	入力の留意事項	担当府省庁
		<p>要な確認・調整が行われるものとする。</p>	<p>入力するため、本職種においては入力しない。</p> <p>「警察職員」に該当する者については、同職種において警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。</p> <p>「消防職員」、「消防団員」又は「都道府県の航空消防隊」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。</p>	
<p>都道府県対策本部の事務</p>	<p>都道府県対策本部事務局職員</p>	<p>左記の職務及び職種に該当する者のうち、都道府県対策本部事務局業務に専従することが、内部規程等により定められている者又は定めはないが具体的に想定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。</p>	<p>都道府県において報告等を行う。</p> <p>「地方衛生研究所職員」又は「保健所職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。</p> <p>「警察職員」に該当する者については、同職種において警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。</p> <p>「消防職員」、「消防団員」又は「都道府県の航空消防隊」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。</p>	<p>内閣官房</p>
<p>市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務</p>	<p>市町村対策本部員</p>	<p>法、条例、市町村行動計画等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。</p>	<p>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において報告等を行う。「地方衛生研究所職員」、「保健所職員」、「市町村保健師」又は「市町村保健センター職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。</p> <p>「消防職員」、「消防団員」又は「救急搬送事務に従事する職員」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめ</p>	<p>内閣官房</p>

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力基準	入力の留意事項	担当府省庁
			て同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	
市町村対策本部 の事務	市町村対策本部事 務局職員	左記の職務及び職種に該当する者のうち、市町村対策本部事務局業務に専従することが、内部規程等により定められている者又は定めはないが具体的に想定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	市町村において報告等を行う。 「地方衛生研究所職員」、「保健所職員」、「市町村保健師」又は「市町村保健センター職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「救急搬送事務に従事する職員」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	内閣官房
新型インフルエンザウイルス性 状解析、抗原解 析、遺伝子解析、 発生流行状況の 把握	地方衛生研究所職 員	条例、都道府県行動計画又は市町村行動計画、規則、訓令等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	都道府県又は市(特別区を含む。)において報告等を行う。	厚生労働省
住民への予防接 種、帰国者・接 触者外来の運 営、疫学的調査、 検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センタ ー職員	条例、都道府県行動計画又は市町村行動計画、規則、訓令等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	都道府県又は市町村において報告等を行う。住民への予防接種を外部の医療関係者に委託する場合の当該委託を受けた者は、本職種には該当しない。	厚生労働省
新型インフルエ ンザ等対策に必 要な法律の制 定・改正、予算 の議決、国会報 告に係る審議 (秘書業務を含 む。)	国会議員 国会議員公設秘書 (政策担当秘書、 公設第一秘書、公 設第二秘書)	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告等を行う。	内閣官房
新型インフルエ ンザ等対策に必 要な都道府県、 市町村の予算の 議決、議会への 報告	地方議会議員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	都道府県又は市町村において報告等を行う。	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力基準	入力の留意事項	担当府省庁
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告等を行う。	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	都道府県又は市町村において報告等を行う。	内閣官房
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告等を行う。	内閣官房
令状発付に関する事務	裁判所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	最高裁判所が取りまとめて同裁判所において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。事業の種類情報の備考欄に、公務員の所属機関名を入力する。	内閣官房
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。事業の種類情報の備考欄に、公務員の所属機関名及び登録対象業務の従業者数の国家公務員又は地方公務員の内訳を入力する。 「各府省庁対策本部構成員」、「各府省庁対策本部幹事会構成員」又は「各府省庁対策本部事務局担当者」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。事業の種類情報の備考欄に、公務員の所属機関名を入力する。	消防庁

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力基準	入力の留意事項	担当府省庁
	本部を置かない市 町村において救急 搬送事務を担当す ることとされてい る職員に限る。)			
事件・事故等へ の対応及びそれ らを未然に防止 するため船艇・ 航空機等の運 用、船舶交通の ための信号等の 維持	海上保安官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	海上保安庁において報告等を行 う。	海上保安庁
防衛医科大学校 病院及び各自衛 隊病院等におけ る診断・治療 家さんに対する 防疫対策、在外 邦人の輸送、医 官等による検疫 支援、緊急物資 等の輸送 その他、第一線 (部隊等)にお いて国家の危機 に即応して対処 する事務 自衛隊の指揮監 督	防衛省職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。ただし、防衛医科大学校病院及び各 自衛隊病院等における診断・治療に従事 する防衛省職員を除き、特定接種実施時 に接種対象者を判断することとする。	防衛省において報告等を行う。	防衛省
国家の危機管理 に関する事務	内閣官房職員	左記の職務及び職種に該当する者とし て、以下に該当する内閣官房職員の人 数を入力する。 ・官邸連絡室及び官邸対策室を構成す る内閣官房職員 ・国家公務員宿舎法施行令(昭和33年政 令第341号)第9条第2号に規定す る職員のうち、課長級以上の内閣官房 職員	内閣官房副長官補(事態対処・危 機管理担当)付において報告等を行 う。	内閣官房
	各府省庁職員	左記の職務及び職種に該当する者とし て、以下に該当する各府省庁職員の人 数を入力する。 ・緊急参集チームの基準に定める各府省 庁職員	各府省庁において報告等を行う。 「各府省庁対策本部構成員」、「各 府省庁対策本部幹事会構成員」又 は「各府省庁対策本部事務局担当 者」と重複する場合は、これらの	各府省庁

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 同施行令第9条第2号に規定する職員のうち、課長級以上の各府省庁職員 	職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	

※1 「入力の留意事項」に示す該当者が重複する場合は例であり、これ以外にも該当者が重複する場合はあり得る。

※2 独立行政法人及び地方独立行政法人が該当者を有する場合には、当該独立行政法人及び地方独立行政法人において報告等を行う。